

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : 藤英建設株式会社

業者の住所 : 千葉県旭市二の6292-4

2 指名停止の期間 : 令和4年9月20日～令和4年10月3日(2週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該業者は、令和2年4月29日、千葉県旭市の工場におけるスレート屋根補修工事において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼす恐れがあったにもかかわらず、幅30cm以上の歩み板を設ける等の労働者の危険防止措置を講じず、作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。この件について、同社及び同社使用人は、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死罪により略式起訴され、令和2年12月28日、罰金刑に処せられた。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第1第8号(下記参照)に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)